

対象経費の
1/2を助成

2019年度 人材育成助成事業

技術者等の研修事業に対し、その経費の一部を助成する事業です

道北地域（上川・留萌・宗谷）の中小企業が対象

事業名	①派遣研修事業	②自主研修事業
対象事業	技術者等を先進企業、試験研究機関等へ派遣し、研修を受けさせる事業	専門家等の招へいによる技術者等の研修、技術指導等を受ける事業
対象企業	道北地域※1にあつて、6か月以上事業を行っている中小企業※2及び中小企業者によるグループ	
対象経費	年度内に支出する次に掲げる経費 ・交通費 ・滞在費 ・受講費 など	年度内に支出する次に掲げる経費 ・講師等招へい費（講師謝礼、旅費） ・機材等賃借料 ・会場使用料 など
助成率	対象経費の1/2以内	
助成限度額	1件当たり 10万円以内 ※ただし、当財団の予算の範囲で調整させていただく場合があります。	
募集期間	2019年4月18日（木）から2020年2月28日（金）まで ※ただし、予算がなくなり次第、終了させていただきます。	

※1 道北地域とは

（上川）旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
（留萌）留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
（宗谷）稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町

※2 中小企業とは 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する企業

応募
方法

要領に定める申請書類一部を提出していただき、当財団の審査により採否を決定します。必要により申請時および審査の過程で資料の提出を求める場合があります。

〆切

事業を開始しようとする日の1か月前まで。

完了
報告

対象事業が完了したときは速やかに所定の報告書を提出してください。

[お問い合わせ・お申込み先]



一般財団法人
旭川産業創造プラザ
Asahikawa Industry Research Center

〒078-8801
旭川市緑が丘東1条3丁目1-6
旭川リサーチセンター内
TEL : 0166-68-2820 FAX : 0166-68-2828
URL : <http://www.arc-net.or.jp/>